

# 理事の職務権限規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人エンター（以下「この法人」という。）の定款第22条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、一般財団法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

## 第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

(理事長)

第4条 代表理事を理事長とし、理事長の職務権限は、法令、この法人の定款に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) この法人を代表し、その業務を総理すること
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰すること
- (3) 毎事業年度に3か月を超える間隔で1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること
- (4) 社員総会を招集すること

(業務執行理事)

第5条 業務執行理事の職務権限は、法令、この法人の定款に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行すること。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行すること
- (2) 毎事業年度に3か月を超える間隔で1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること
- (3) 事業計画案及び予算案の作成に関すること
- (4) 事業報告案及び決算案の作成に関すること
- (5) 人事及び給与制度の立案及び報告に関すること
- (6) 重要な使用人以外の者の任用に関すること
- (7) 規程案の作成に関すること
- (8) 支出に関すること

- (9) セミナー等事業の実施に関する事
- (10) 職員の教育・研修に関する事
- (11) 渉外に関する事
- (12) 福利厚生（役員含む）に関する事
- (13) 外部に対する文書発簡
- (14) 一般事務連絡

(外部理事)

第6条 この法人には、社員又は使用人以外の者から理事1名以上を選任し置かなければならない。

2 前項により選任された理事の職務権限は次のとおりとする。

- (1) 理事長及び業務執行理事の職務の執行を監督すること
- (2) 民間公益活動を行う団体その他関係者との調整等の渉外に関する事
- (3) セミナー等事業の実施に関する事
- (4) 職員の教育・研修に関する事
- (5) その他理事会において決定された事項

(分掌)

第7条 前2条で定める職務権限の内、理事間での具体的事務分掌については、理事会の決議により定める。

### 第3章 雑 則

(細 則)

第8条 定款又はこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。(令和5年10月1日理事会決議)